

平成21年度
海洋資源の利用促進に向けた
基盤ツール開発プログラム
公募要領
(案)

文部科学省 研究開発局

平成 21 年4月

目次

I . 平成 21 年度公募について	1
1. はじめに	1
2. 公募課題	1
3. 公募の対象	2
4. 課題の審査	3
5. 研究開発の実施	4
6. 課題の進捗管理	6
7. 評価	7
8. 提案に当たっての手続き	7
9. スケジュール	8
10. 公表等	9
11. 研究費の適切な執行について	9
12. 業務実施上の留意点	13
13. 問い合わせ先	13
II . 提案書類様式	15
(別添1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について	27

I. 平成 21 年度公募について

1. はじめに

四方を海に囲まれた我が国は、世界第6位の広さを誇る排他的経済水域を有する海洋国家であり、これらの海域には、海底熱水鉱床やコバルトリッチクラスト等の多様な海洋鉱物資源が存在しています。新たな海洋立国の実現を目指し総合的な海洋政策を推進するため、平成19年4月に制定された海洋基本法に基づき策定された海洋基本計画(平成20年3月閣議決定)において、資源小国の我が国が、自らの安定的な資源供給源を持つため、海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を目指すとともに、コバルトリッチクラストについて、今後、調査・開発のあり方を検討することとされています。

このような中、これらの海洋鉱物資源について商業化を図るためには、その資源量を正確に把握し、経済性評価を行うことが必要不可欠です。しかしながら、現在、海洋鉱物資源の資源量を広域かつ効率的に探査するために必要な技術は必ずしも十分に確立されているとは言えず、今後のさらなる技術開発が求められています。

このため、文部科学省で平成20年度より開始した競争的研究資金制度「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」において、海洋資源が賦存している海域を効率的に探査するとともに、発見された海洋鉱物資源の資源量、分布状況などの基盤的な情報を取得するための探査技術の開発を実施しており、今般、平成21年度の公募について、本公募要領の通り募集いたします。

2. 公募課題

(A) 海底下構造・物性の探査手法の高度化

海底熱水鉱床は、地下深部に浸透した海水が、マグマ等の熱により熱せられ、地殻に含まれる有用元素を抽出しながら海底に噴出し、それが冷却される過程で熱水中の銅・鉛・亜鉛・金・銀等の重金属が沈殿することにより生成される多金属硫化物鉱床です。熱水活動を伴っている場合は、海水の化学成分の分析や地形等の探査により、鉱床が存在している可能性が高い地域を検出することが可能ですが、熱水活動が停止し、特に堆積物等に埋没した場合には、その検出は難しくなります。また、現在の探査手法では、鉛直方向の賦存状況等、資源量に関する情報を効率よく取得することが困難です。

このため、海底下の地質構造や物性等を把握するための、以下のリモートセンシング技術の高度化に関する研究開発の実施について募集いたします。

○ 移動しながらの重力探査

【公募要件】

- ・ AUV・ROV・曳航体等へ重力計を搭載し、判別可能とする重力を 0.5mgal 程度とし、鉱床の厚さを 10m、周辺の岩石との密度差を $1\text{g}/\text{cm}^3$ とした場合想定される重力異常を検出可能とするシステムを構築すること。

○ 移動しながらの音波(地震波)探査

【公募要件】

- ・ AUV・ROV・曳航体等へ音波(地震波)探査装置を搭載し、深さ 100m までにおける

分解能を水平方向 20m、鉛直方向 1m 程度とし、海底熱水鉱床の発見や資源量の調査に活用できるシステムを構築すること。

○ 移動しながらの電磁探査

【公募要件】

- ・ AUV・ROV・曳航体等へ電磁探査装置を搭載し、深さ 100m までにおける分解能を 20m 程度とし、海底熱水鉱床の発見や資源量の調査に活用できるシステムを構築すること。

○ 接地型音波(地震波)探査

【公募要件】

- ・ 海底面に接地した状態で音波(地震波)探査を実施し、深さ 100m までにおける分解能を水平方向 5m、鉛直方向 50cm 程度とし、海底熱水鉱床の発見や資源量の調査に活用できるシステムを構築すること。また、AUV、ROV 等を活用し、容易に移動できるシステムとするとともに、凹凸地や傾斜地での計測も可能とすること。

○ 接地型電磁探査

【公募要件】

- ・ 海底面に接地した状態で電磁探査を実施し、深さ 100m までにおける分解能を 10m 程度とし、海底熱水鉱床の発見や資源量の調査に活用できるシステムを構築すること。また、AUV、ROV 等を活用し、容易に移動できるシステムとするとともに、凹凸地や傾斜地での計測も可能とすること。

(B) 海底熱水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法に関する研究

日本周辺海域には、まだ探査されていない「有望海域」が残っていると考えられています。一方、海底熱水鉱床は、鉱床の形成メカニズム(成因)等、未解明な部分が多く残っています。このため、広範囲(百 km オーダー)の効率的な探査を可能とするため、既存のリモートセンシング技術とは異なる、海底熱水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法の開発について募集いたします。

【公募要件】

- ・ これまでに得られた海底熱水鉱床の成因等に関する知見・データ等を活用し、既存のリモートセンシングとは異なる新たな探査手法を開発すること。この際、既存の探査手法と比較して、広範囲(百 km オーダー)の効率的な探査が可能であることを示すこと。

3. 公募の対象

公募の対象は、以下の通りとし、単一の機関に所属する研究者、技術者等(以下、「研究者等」という。)又は研究者等のグループもしくは複数の研究機関に所属する研究者等のグループであることとします(詳細は「6. 実施体制」を参照)。

(A) 海底下構造・物性の探査手法の高度化

国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、民間企業に所属する研究者、技

術者(以下、「研究者等」という。)

- (B) 海底熱水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法に関する研究
国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人に所属する研究者等

4. 課題の審査

(1) 審査体制

課題の選定に係る審査は、外部評価委員会(「6. 課題の進捗管理」を参照)において実施します。審査は、提出された提案書類による書類審査及び研究代表者からのヒアリング審査の二段階とします。なお、ヒアリング審査については、研究代表者に対して行うこととします。

審査結果は、審査終了後、提案書類に記された事務連絡先に通知します。なお、ヒアリングを実施する研究代表者に対しては、ヒアリングの日時、場所を通知します(ヒアリング審査の日時・場所の変更の希望は認められませんので、ご都合がつかない場合には、代理の方の出席をお願いします。)

(2) 審査基準

外部評価委員会での審査に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとします。

(ア) 研究内容の妥当性

- 本プログラムの目的・募集要件に合致した内容であるか。
- 新たな研究開発要素があるか。

(イ) 実施計画の妥当性

- 期間内に募集要件を具体的に達成できる見通しであるか。
- 経費や計画は妥当であるか。

(ウ) 実施計画の妥当性

- 事前の調査・研究等による準備状況が適切であるか。
- 参画研究者の役割分担及び責任体制が、明確かつ適切に決められており、それぞれの参画機関及び研究者が十分な能力を有しているか。
- 研究機関があまりに多く参画するために1機関当たりの研究費が細分化され効率的な研究が阻害されることのないような体制、また、適切な規模の取組が行われるような体制か。
- 研究代表者は、課題全体の研究計画を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力及び指導者性を有しているか。
- 研究課題にサブテーマを設定する場合には、その設定・構成が適切であるか。

(エ) その他

- 主管研究実施機関(「5. 研究開発の実施」を参照)は、研究課題全体に関する事務的管理(研究の運営管理、共同研究参画機関(「5. 研究開発の実施」を参照)間の調整、財産管理、研究成果の普及等)を実施する機能を有しているか。

- 主管研究実施機関との間で委託契約を締結する共同研究参画機関は、研究課題に関する事務的管理(研究の運営管理、財産管理、研究成果の普及等)を実施する機能を有しているか。
- 国内で行われている類似の研究開発との区別が明確であるか。特に、他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の事業や競争的資金の研究課題等との重複がないか。

5. 研究開発の実施

(1) 実施期間

研究期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までの3年間とします。

(A) 海底下構造・物性の探査手法の高度化

平成 21 年度に高度化の実現可能性に関する研究(フィージビリティスタディ)を実施していただきます。平成 22 年1～2月にフィージビリティスタディの結果を踏まえて外部評価委員会において評価を実施し、今後の開発が有望であると評価された課題については、平成 22 年度、23 年度において、開発に必要な経費を充当(予定)し、探査技術の開発を実施していただきます。

(B) 海底熱水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法に関する研究

平成 21 年度には、海底熱水鉱床の成因論を踏まえた探査の概念検討を実施していただきます。平成 22 年1～2月に概念検討の結果を踏まえて外部評価委員会において評価を実施し、今後の研究開発が有望であると評価された課題については、平成 22 年度、23 年度において、探査技術に関する研究開発を実施していただきます。

(2) 実施予定額

課題の実施に必要な経費については、文部科学省から委託費として措置いたします。使用できる費目の種類は、原則として以下に示すものとします。

目 名	内 容
科学技術試験 研究委託費	設備備品費 試作品費 人件費(業務担当職員、補助者、社会保険料等事業主負担分) 業務実施費(消耗品費、国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、電子計算機諸費、保険料、光熱水費、消費税相当額) 間接経費(上記経費の30%)

平成 21 年度充当見込経費は「(A)海底下構造・物性の探査手法の高度化」については、1課題あたり3千万円程度(間接経費を含む)、合計 10 課題程度の採択を予定しています。また、「(B)海底熱水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法に関する研究」については、1課題あたり1千万円程度(間接経費を含む)、合計5課題程度の採択を予定しています。

平成 22 年度以降の充当見込経費は未定ですが、「(A)海底下構造・物性の探査手法の高度化」については、1課題あたり各年度1億円程度(間接経費を含む)、「(B)海底熱

水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法に関する研究」については、1課題あたり各年度3千万円程度(間接経費を含む)を上限として研究計画を立ててください。

(3) 実施体制

研究開発を推進するための体制として、次の2つの形態のうちいずれかの形態を編制していただきます。

- 単一の機関に所属する研究者等又は研究者等のグループで構成
- 複数の研究機関に所属する研究者等のグループで構成

このうち、単一の機関に所属する研究者等又は研究者等のグループで構成される場合には、当該研究機関が主管研究実施機関となって、文部科学省と直接委託契約を締結します。

一方、複数の研究機関に所属する研究者等のグループで構成される場合には、研究機関のうち1つの研究機関が主管研究実施機関となって文部科学省と直接委託契約を締結します。その他の研究機関は、共同研究参画機関として主管研究実施機関との間で共同研究契約等を締結して、研究に参画します。

なお、再委託により共同研究参画機関が参加する場合は、真にその必要性が認められる場合に限ることとします。

(ア) 主管研究実施機関

研究開発課題の全てあるいはその一部を実施するとともに、運営管理、共同研究参画機関の調整、財産管理等の事務的管理及び研究成果の普及を行う発信母体としての機関であり、文部科学省からの直接の受託者として、一切の契約責任を有する日本国内の研究機関

(イ) 共同研究参画機関

研究開発課題の一部を実施する機関であり、主管研究実施機関との間で共同研究契約等を締結する研究機関

(ウ) 研究代表者

応募は、1人の研究者が単独で研究を行う場合は当該研究者、複数の研究者が研究グループを構成して研究開発を行う場合は研究グループの代表者(以下、「研究代表者」という。)から行うこととします。

研究代表者は、研究開発を行うとともに、研究課題の提案及びヒアリング等の審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する者とし、研究課題が採択された後は、円滑な研究の推進と研究目標の達成のために、研究参画者を代表して研究推進に係る連絡の取りまとめを行うとともに、研究参画者の研究分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、研究開発の円滑な実施のための進行管理を行っていただきます。

応募する研究代表者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 主管研究実施機関又は共同研究参画機関に所属している常勤または非常勤の研究者であること。但し、非常勤の場合は、予定される研究期間について所

- 属研究機関に雇用されることが保証されていること。
- ②提案した研究計画を適切に実施する能力を有していること。
- ③研究期間を通じて研究全体に責任を負い、研究に力を注げること。

(エ)研究参画者

研究開発に参画する者については、業務計画書等（後述）で明らかにするものとします。但し、データ収集等の補助的な業務のみを担当する者は研究グループの構成員に記載する必要はありません。なお、一時的に関わる者も含め、共同研究としての論文発表等の連名は差し支えありません。

(オ)サブ課題代表者

研究開発の効率的・効果的推進の観点から、必要に応じてサブ課題を設定のうえ役割分担を定めて実施することが望まれます。その場合は、当該サブ課題に係る業務分担責任者として、研究開発に参画する者（研究代表者を含む。）の中からサブ課題代表者を設定していただきます。

(4)プラットフォームの利用

本プログラムでは研究船、無人探査機等のプラットフォームの開発は行いません。事業の実施に当たって、プラットフォームを利用する必要がある場合には、本プログラムのために(独)海洋研究開発機構のプラットフォームに確保しているシブタイムを活用することも可能です。このシブタイム枠の活用を希望する場合は、その旨と具体的利用計画を提案書類に明記ください。

その他の機関のプラットフォームを利用する場合には、プラットフォームを有する機関との調整の上、応募を行ってください。

6. 課題の進捗管理

本プログラムでは複数の研究課題を設定し、それぞれの実施者を公募により選定して決定いたします。事業の実施に当たっては、目的に沿って適切に運営するため、プログラムディレクター、外部評価委員会、研究調整委員会、研究運営委員会を設置します。本プログラムに参画する者はこれらと連携を図りながら適切に事業を実施する必要があります。

(1)プログラムディレクター(PD)

本プログラムを効率的・効果的に運営するための全体の調整を図るプログラムディレクターを配置します。プログラムディレクターは以下の役割を担います。

- プログラム全体の研究開発の進捗状況の管理
- 資金の配分額に関する検討
- 課題の選定に関する検討への参加

本プログラムのプログラムディレクターは竹内俱佳電気通信大学名誉教授とします。

(2)外部評価委員会

本プログラムが適切に運営され、所要の目的が達せられているかを評価するため、外部評価委員会を文部科学省に設置します。外部評価委員会では、プログラムディレクタ

一とともに課題の審査及び評価を実施します。

外部評価委員会の委員は科学技術・学術審議会海洋開発分科会海洋資源の有効活用に向けた検討委員会の委員により構成することとします。

(3) 研究調整委員会

課題間及び関係機関との連携、本プログラムの目的の達成の促進を図ることを目的に、プログラムディレクターの主催による研究調整委員会を開催いたします。本委員会はプログラムディレクター、研究代表者、海洋研究開発機構及び石油天然ガス・金属鉱物資源機構の専門家、文部科学省担当官により構成します。

(4) 研究運営委員会

各課題の主管研究実施機関は、研究代表者のイニシアティブの下、当該課題の円滑な推進、運営管理に必要な連絡調整を行うことを目的に、研究運営委員会を開催していただきます。研究運営委員会は、各共同研究参画機関から選任される責任者、外部の有識者等で構成することとし、プログラムディレクター、文部科学省担当官が必要に応じて参画します。

7. 評価

平成 21 年度公募課題については、外部評価委員会において、評価を実施します。評価は、平成 22 年 1～2 月にこれまでの研究開発の結果を踏まえて中間評価を実施し、開発が有望であると評価された課題については、平成 22 年度、23 年度において研究開発を継続して実施できるものとし、3 年間の研究開発終了後に事後評価を実施します。また、継続しての研究開発を実施しない課題については、中間評価を以って事後評価と代えることとします。

なお、評価結果については、公表することとします。

8. 提案に当たっての手続き

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による提出

研究提案は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)※により行っていただきます。e-Rad による応募方法の詳細については別添1をご覧ください。

なお、研究者が所属する研究機関の e-Rad への登録申請が困難であるなど e-Rad による提案が困難な場合には、問い合わせ先までお問い合わせください。

e-Rad の利用に当たっては、1) 研究機関に所属する研究者については、e-Rad における研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録が、2) 研究機関に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。登録方法については下記 e-Rad ポータルサイトを参照してください。なお登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

※ 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※ 提案書類は、提案者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」その他の観点から、文部科学省における審査等の資料としますが、それ以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します(詳しくは下記URLをご参照下さい)。

<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kenkyu.htm>

なお、提案書類の内容の一部については、「11(2)不合理な重複・過度の集中の排除」の目的のため必要な範囲において、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」等を通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当者(独立行政法人を含む)に情報提供を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、他の競争的資金制度における重複提案の確認を求められた際には、同様に情報提供を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 提案書に対する機関の承認

採択後に契約等を伴いますので、提案しようとする研究代表者は、文部科学省と直接委託契約を締結する研究機関及び所属機関の了承を必ず取った上で提案書を提出して下さい。複数の研究機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての研究機関の了承を必ず取った上で提出して下さい。

なお、所属機関の事務担当者は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により提案内容を閲覧することができます。

(3) 提案内容の調整

提案課題の選定、実施に当たっては、予算の制約、達成目標実現のための改善や研究項目の有機的連携の必要性等の理由から、外部評価委員会、プログラムディレクター(前述)等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがあります。

9. スケジュール

平成21年度の研究課題等の選定・採択・研究開始までのスケジュールは、概ね次のようになる予定です。

<提出受付期間>

平成21年4月○日(月)～5月○日(月)〇〇:00(厳守)

(府省共通研究開発管理システム[e-Rad]による受付期限日時)

提出受付期間内に、必要な提案書類を提出しなければ提案を受理できません。

平成21年6月上旬～中旬(予定) 書類審査・ヒアリング審査

6月下旬 採択課題の決定

9月(予定) 委託契約締結・研究業務開始

採択された研究課題の主管研究実施機関は、文部科学省と委託契約を締結します(実施体制の詳細については後述)。

審査に合格した場合には、契約書作成作業のための関係資料一式をお送りしますので、合格後速やかに業務計画書と積算資料の提出が可能なお準備下さい。早期の研究開始を図るための措置ですので、ご協力いただきますようお願いいたします。

10. 公表等

(1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜ホームページ等において公開します。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース※への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

※ 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

11. 研究費の適切な執行について

本プログラムでは、国の研究開発の効果的・効率的な推進のため、研究費の適正な執行に関し、以下の運用を行います。課題の申請及び実施に当たっては、これらの事項についてご留意いただくようお願いいたします。

(管理・監査体制の整備)

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出

本プログラムの契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められないことがあります。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、契約締結時まで、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、報告書が提出されていることが必要です。

報告書の提出方法の詳細については、下記文部科学省HPをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

注意: なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いいたします。(登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係

る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。)

【HPアドレス】<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成 20 年4月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。

また、平成 22 年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成 21 年秋頃に、再度 e-Rad を利用して、報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省からの周知等に十分ご注意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、報告内容に関して、平成 19 年5月 31 日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(研究費の適正な使用等について)

(2) 不合理な重複・過度の集中の排除

(ア) 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国又は独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、又は受けることが決定している場合、本プログラムにおいて、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額(以下、採択の決定の取消し等とする。)を行うことがあります。

なお、本プログラムへの申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ) 過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者のエフォート等を考慮し、研究者に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本プログラムへの提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(ウ) 提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度の担当者に対して、調査に必要な範囲で提案内容に係る情報を提供すること

がありますのでご承知おきください。

本プログラムでは、研究費の無駄の排除に向け、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した重複調査を行うことにより、不合理な重複や過度の集中の排除を徹底し、効率的な研究費の配分を行うこととしていますのでご留意下さい。

(エ) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

(不正使用等に対する措置)

(3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

(ア) 契約の解除・変更、委託費の返還

委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(イ) 申請及び参加※の制限

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本プログラムへの申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。(他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される可能性があります。)

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する本プログラムにおける申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、原則、委託費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします(下記参照)。

「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	参加を制限する期間
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用(2年) ・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用

	途に使用(3年) ・研究等に関連しない用途に使用(4年) ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年) ・個人の利益を得るための私的流用(5年)
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	5年

※当該年度についても、参加が制限されます。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用以下不正行為等という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

(ア) 契約の解除・変更、委託費の返還

不正行為があったと認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(イ) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本プログラムへの申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。(他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。)

措置の対象者	申請及び参加が制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加を制

限します。

「他の競争的資金制度」について、平成 21 年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成 20 年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下の HP をご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間、適切に保管しておくこと。

12. 業務実施上の留意点

(1) 業務計画書

選定された主管研究実施機関は、提案書類の研究実施計画に即し、毎年度、当該年度の研究業務計画及びこれに対応した経費の積算(以下「業務計画書等」という。)を共同研究参画機関と調整のうえ取りまとめ、文部科学省に提出していただきます。なお、これらについては、省内で調整の結果、修正を求めることがあります。

(2) 委託契約

文部科学省は、毎年度、提出された業務計画書等について所要の調整を行い、主管研究実施機関と委託契約を締結することにより業務の実施に必要な経費(間接経費を含む)を配分します。なお、委託については、文部科学省の委託契約事務処理要領に基づき委託契約を行うものとし、成果の帰属その他必要な事項は同契約によるものとします。

(3) 報告書

共同研究参画機関は、業務計画書等に基づき業務を実施するほか、毎年度、研究の成果及び経費の使用実績の報告書(以下「報告書等」という。)を作成し、主管研究実施機関に提出していただきます。主管研究実施機関は、各共同研究参画機関から提出された当該年度の報告書等を、研究代表者の下、研究参画者や研究運営委員会との調整の上取りまとめ、文部科学省に提出していただきます。

13. 問い合わせ先

本プログラムに関する問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先	電話・FAX	電子メール
研究開発局 海洋地球課	TEL:03-6734-4142(直通) FAX:03-6734-4147	kaiyou@mext.go.jp

※ 当該公募要領は電子媒体のみ用意しております。冊子の請求は受け付けておりません

のであらかじめご了承下さい。

なお、e-Radにおける研究機関・研究者の登録およびe-Radの操作に関する問い合わせにつきましては、「(別添1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について」をご覧ください。

Ⅱ. 提案書類様式

1. 提案書類等

提案書類は、主管研究実施機関及び研究代表者が、他の共同研究参画機関及び研究参画者と調整し、必要な書類に、必要事項を記入し、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて提出してください(機関を所管する府省を経由する必要はありません)。提出に必要な書類について、(様式1)～(様式8)に示します。

提出書類チェックシート

* 応募に必要な提出書類について欠落がないかチェックの上、本状も提出願います。

資金制度名	海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム
-------	---------------------------

研究課題	<input type="checkbox"/> (1) 海底下構造・物性の探査手法の高度化 <input type="checkbox"/> (2) 海底熱水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法に関する研究
------	--

研究課題名	応募者が提案内容に応じてつけること。
-------	--------------------

研究代表者名	
--------	--

記載日	平成21年 月 日
-----	-----------

提出に必要な提案書類	
<input type="checkbox"/>	1 提出書類チェックシート(本用紙)
<input type="checkbox"/>	2 全体応募書:様式1及び別紙
<input type="checkbox"/>	3 研究計画:様式2
<input type="checkbox"/>	4 研究実施体制:様式3
<input type="checkbox"/>	5 年次計画概要:様式4
<input type="checkbox"/>	6 所要経費の見込額:様式5
<input type="checkbox"/>	7 研究者データ:様式6及び別紙
<input type="checkbox"/>	8 経理処理執行体制:様式7
<input type="checkbox"/>	9 機関データ:様式8

(様式1)

文部科学省 海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム 全体応募書

研究課題	<input type="checkbox"/> (1) 海底下構造・物性の探査手法の高度化 <input type="checkbox"/> (2) 海底熱水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法に関する研究				
研究課題名	応募者が提案内容に応じてつけること。また、提案後の課題名の変更は基本的に認めない。				
研究代表者	ふりがな 氏名		生年月日	西暦 19 年 月 日 (歳) ※2009年4月1日現在の年齢	
	研究機関・所属 部署名			役職名	
	ふりがな 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
	TEL.	FAX.			
	E-mail:				
	エフォート(年間全研究時間を100%とした際の当該研究に割く時間配分率) %				
主管研究 実施機関	ふりがな 研究機関名		研究機関 の代表者 氏名		
	事務 連絡先 (当該担当者に審査 結果等全ての連絡 をいたします)	担当者名		役職名	
				所属部署 名	
		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇- 〇〇〇-〇			
		TEL.	FAX.		
E-mail:					

(様式1別紙)

* 主管研究実施機関との間で委託契約を締結する共同研究参画機関がある場合にのみ提出すること。

○研究課題名 「 」

○研究代表者名 「 」

共同研究 参画機関 (主管研究実施機関との間で委託契約を締結する共同研究参画機関についてのみ記す)	ふりがな 研究機関名			研究機関の 代表者氏名		
	事務 連絡先	担当者名			役職名	
					所属部署名	
		〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇				
		TEL.			FAX.	
		E-mail:				
	ふりがな 研究機関名			研究機関の 代表者氏名		
	事務 連絡先	担当者名			役職名	
					所属部署名	
		〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇				
		TEL.			FAX.	
		E-mail:				
ふりがな 研究機関名			研究機関の 代表者氏名			
事務 連絡先	担当者名			役職名		
				所属部署名		
	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇					
	TEL.			FAX.		
	E-mail:					

(様式2)

研究計画

- 研究課題名 「 」
○研究代表者名 「 」
○主管研究実施機関名 「 」

以下の項目毎に整理して記述して下さい。必要に応じて図表を用いる等、研究の内容が十分わかるように具体的に記述して下さい。

1. 研究概要

- 内容・研究の手法・進め方等を記述して下さい。特に、新たな開発要素について具体的に記述して下さい。

2. 研究の達成目標

- 公募要件を踏まえ、研究の達成目標を、具体的かつ可能な限り定量的に記述して下さい。この際、目標の達成状況の検証方法についても具体的に記述して下さい。

3. 研究実施計画

- 研究の内容について、年次毎に具体的かつ可能な限り定量的に記述して下さい。(ただし、公募の要件にあるとおり、1年目は、(A)海底下構造・物性の探査手法の高度化については、フイージビリティスタディを、(B) 海底熱水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法に関する研究については、概念設計を実施することとします。)

4. 研究成果

- 本研究課題で期待される成果を、具体的かつ可能な限り定量的に記述して下さい。
- 想定される用途、開発内容の世界水準、資源開発への実用性についても記述して下さい。

5. 海洋プラットフォームの利用計画

- 利用予定のプラットフォーム、その調整状況について記述して下さい。
【(独)海洋研究開発機構のプラットフォームの利用】 有 ・ 無
利用するプラットフォームや航海予定等、具体的利用計画を明記して下さい。
※ 利用に当たっては、「I 5. (3)プラットフォームの利用」をご覧ください。

6. 経費の見込額(概算)

初年度	百万円	2年度	百万円	3年度	百万円
総額	百万円				

7. 研究運営委員会の構成について

- 研究参画機関以外で参画することが予定される機関(者)について記述

(様式3)

研究実施体制

- 研究課題名 「 」
○研究代表者名 「 」
○主管研究実施機関名 「 」

以下の項目毎に整理して記述して下さい。必要に応じて図表を用いる等、研究の内容が十分わかるように具体的に記述して下さい。

1. 研究実施体制

- 各共同研究参画機関及び各研究者の適性、当該課題に関連する研究実績について記述して下さい。
- 各研究機関が有機的に連携して実施する方策について具体的に記述して下さい。

(記入例)

○ 共同研究機関

(1) 共同研究参画機関名:

機関および研究者の適正・研究実績:

以下同様に記述

○ 各研究機関との連携方策 (具体的に記述)

2. サブ課題(研究課題にサブ課題が必要な場合に限り記述すること)

- 研究サブ課題毎に、サブ課題代表者(所属機関・氏名・2009年4月1日現在の年齢)を明記し、研究内容(目的、目標、手法、実施機関、期待される具体的な成果等)を具体的に記述して下さい。
- 研究サブ課題の必要性等を具体的かつ分かりやすく記述して下さい。
- 研究サブ課題間の関係(活用、連携等)について具体的に記述して下さい。

(記入例)

(1) ○○に関する研究 ←(研究サブ課題名)

サブ課題代表者(所属機関):

(研究内容記載)

以下同様に記述

(様式4)

年次計画概要

○研究課題名 「
○研究代表者名 「
○主管研究実施機関名 「

*年次計画について記述して下さい。サブ課題がある場合には、下記の記述例のようにサブ課題毎に所用経費(間接経費を含む)の概算を付して記述して下さい。

	21年度	22年度	23年度
例) (1)・・・に関する研究 (参画研究機関) ○○研究所 ○○大学○○学部 ○○(株) ・・・	←・・・の準備 10(百万円)→	←・・・の開発 20(百万円)→	30(百万円)
(2)・・・に関する研究 (参画研究機関) ○○研究所 ○○大学○○学部 ○○(株) ・・・			

(様式5)

所要経費の見込額

○研究課題名 「 」
○研究代表者名 「 」
○主管研究実施機関名 「 」
(単位:百万円)

経費の内容	年 度			総 額
	21年度	22年度	23年度	
例) (○○機関)	20	74	81	175
設備備品費 (内容)	0	15	16	31
試作品費	0	10	20	30
人件費 (内容)	12	13	13	38
業務実施費 (内容)	3	19	14	36
間接経費(30%)	5	17	18	40
(○○機関)	9	26	19	54
設備備品費 (内容)	0	9	8	17
試作品費	0	0	0	0
人件費 (内容)	5	5	5	15
業務実施費 (内容)	2	6	2	10
間接経費(30%)	2	6	4	12
(○○大学)	...			
計	29	100	100	

※研究課題に係る所要経費について、文部科学省との間で直接委託契約を締結する研究機関、その研究機関との間で委託契約を締結する研究機関について、「I 5(2) 実施予定額」を参考にして見込額を記述すること(予算費目毎ではなく、大まかな内訳で可)。

(様式6)

研究者データ

* 研究代表者、サブ課題代表者について1通ずつ作成すること。

ふりがな 氏名			生年月日	西暦 19 年 月 日 (歳) *2009年4月1日現在の年齢
所属機関	ふりがな 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇 TEL. FAX. E-Mail:		
	機関名 所属部署		役職名	
研究歴	最終学歴	昭和〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業		
	学位	昭和〇〇年 博士号(〇〇学)取得(〇〇大学)		
	主な職歴 と 研究内容	(記述例) 昭和〇〇年~〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 昭和〇〇年~〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事 平成〇〇年~〇〇年 〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇〇〇〇について研究		
1年間の全研究時間数		平均 毎月〇〇時間×〇〇ヶ月		
他制度で の助成等 の有無 (申請中 も含む)	本事業	海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム ・見込み経費額		〇〇%
	各府省の 競争的資金	(科学技術振興調整費、科学研究費補助金等) ・制度名、制度の所管府省、研究期間、助成金額、課題名 ・本事業との仕訳、関連性		〇〇%
各制度の 事業に割り 当てる 研究時間 割合(%) (年間全仕事時間 を100%とした 際の当該研究に割 く時間配分率)	独立行政法人 による競争的 資金	(JSPS、NEDO、生研機構、医薬品機構、通信・放送機構、鉄道運輸機 構、JST等) ・制度名、法人の所管府省、研究期間、助成金額、課題名 ・本事業との仕訳、関連性		〇〇%
	その他公的 研究資金	(上記の他、研究者が競争的な環境から獲得することができ る外部資金のうち、申請中のものを含め年間1,000万円以 上の研究助成を受ける場合について) ・制度名、制度運営機関名、研究期間、助成金額、課題名 ・本事業との仕訳、関連性		〇〇%
	経常的研究 等	・研究内容		〇〇%
研究成果等に関する情報		必要に応じ、別紙に記述のこと		

* 既に応募している競争的資金制度のみならず、現在、応募しようとしている競争的資金制度についても、幅広く記述すること。「応募中」、「申請中」の場合にはその旨を記述すること。

(様式6別紙)

研究成果等に関する情報

* 研究代表者、サブ課題代表者について1通ずつ作成すること。

1. 論文・著書等

・提案課題の内容に限り、これまでに発表した論文(査読制度のあるジャーナル掲載に限る)、著書(教科書、学会抄録、講演要旨は除く)等を新しいものから順に発表年次をさかのぼって記述して下さい。

・主要なものを選定し、1ページ以内に収めて下さい。

①論文

(論文名、著者名、巻(号)、投稿誌名、最初の頁、発表年(西暦))

②著書

(タイトル、著者、著書名、最初の頁、出版社、出版社の所在都市名、発表年(西暦))

③学協会誌等

(タイトル、著者、学協会誌等名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦))

2. 特許等(申請中のものについては内数として括弧内に記述)

国内特許	件(件)
------	-------

国外特許	件(件)
------	-------

・主要な特許について、特許名、特許番号、取得または出願年月日を記述して下さい。
(出願・広告等の日付、「発明の名称」、発明者氏名、出願人名、国名、特許等の番号・種類の順)

1. □□□□,□□□□,□□,特願 0000-00

3. 受賞歴、表彰歴

・主要なものについて、年月日、受賞名等を記述して下さい。
(受賞者名:「件名」、受賞等年月日等の順)

1. □□□:「□□□□」,200X.X.X

(様式7)

経理処理執行体制

○研究課題名 「
○研究代表者名 「
○主管研究実施機関名 「

* 主管研究実施機関、主管研究実施機関との間で委託契約を締結する共同研究参画機関について1通ずつ作成すること。

機関名：

- ・ 経理処理執行責任者、契約事務担当者等、業務内容の分担と担当者(氏名、所属、役職等)を具体的に記述して下さい。

(様式8)

機関データ

- 研究課題名 「 」
○研究代表者名 「 」
○主管研究実施機関名 「 」

* 主管研究実施機関、主管研究実施機関との間で委託契約を締結する共同研究参画機関について1通ずつ作成すること。

機関名：

(1) 在籍する研究者総数

うち、当該提案課題に参画する研究者数

研究者総数(人)	
当該提案課題に参画する研究者数(人)	

(2) 財務の状況

- ・予算額の推移(平成17～19年度の総決算額)
- ・外部資金(機関全体として公募型資金により獲得した研究開発に係る補助金、委託費等)の総額の推移(平成17～19年度の総決算額ベース)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総決算額(億円)			
外部資金の獲得総額 (決算ベース、億円)			

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について

1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

2 e-Radの操作方法に関する問い合わせ先

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。e-Radのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。

○ e-Radポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先)

e-Rad ヘルプデスク (e-Radにおける研究機関・研究者の登録及びe-Radの操作に関するお問い合わせ)	対象者:研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者 ※ 研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。 電話番号:0120-066-877(フリーダイヤル) 受付時間:午前 9:30～午後 5:30※ ※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く
--	---

3 e-Radの使用に当たっての留意事項

(1) e-Radによる応募

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) e-Radの利用可能時間帯

(月～金)午前6:00～翌午前2:00まで

(日曜日)午後6:00～翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

(3) 研究機関の登録

研究代表者として本プログラムに応募する場合、その研究者が所属する研究機関は応募時までにe-Radに登録されている必要があります。

研究機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録す

る必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。なお、e-Radでは研究者の所属する研究機関を所属研究機関と称します。

(4) 研究者情報の登録

研究代表者として本プログラムに応募する研究者は、研究者情報をe-Radに登録し、e-RadのログインID、パスワードを取得しておく必要があります。

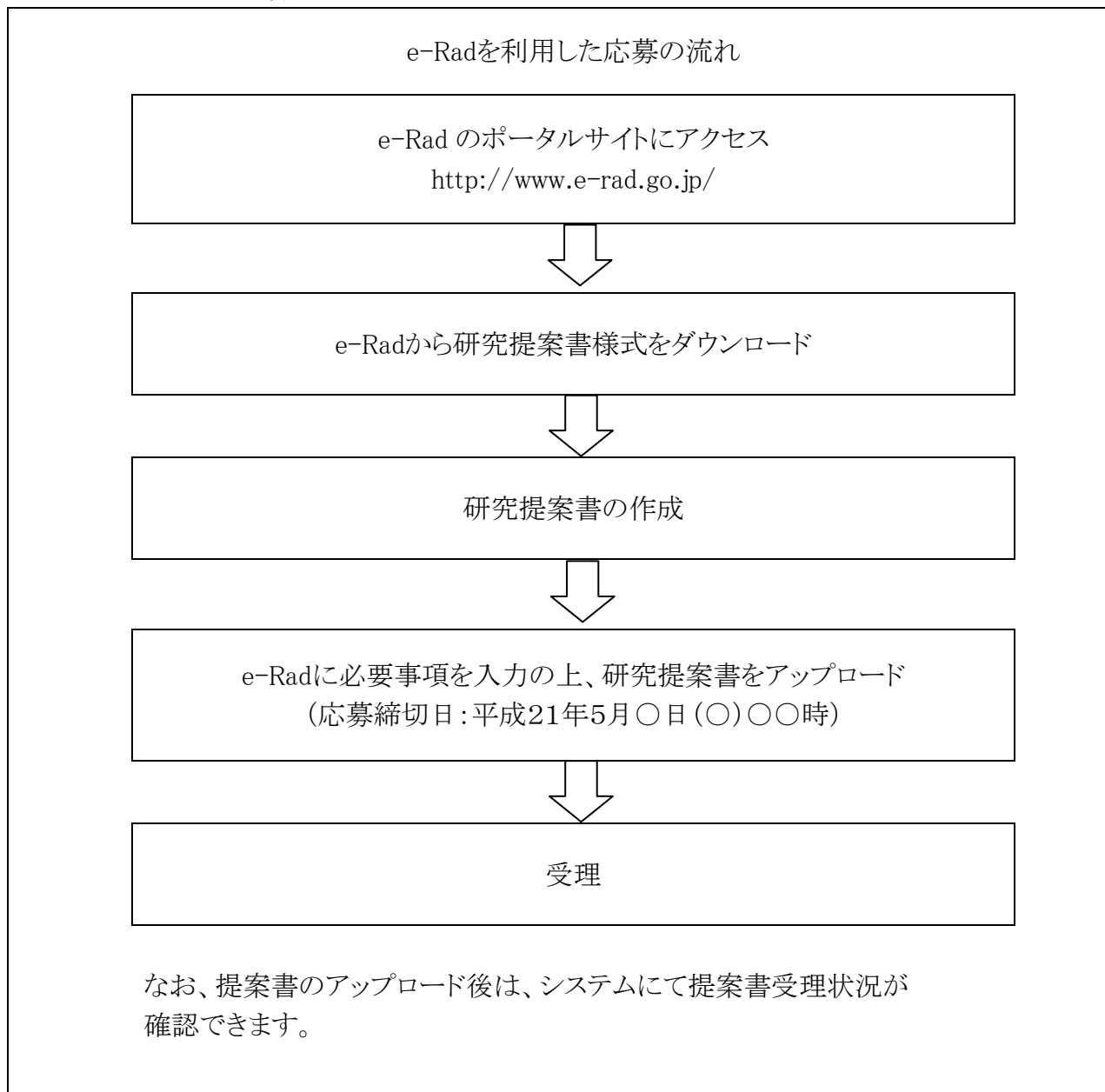
研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関の事務担当者が登録します。

研究機関に所属していない研究者の情報は、文部科学省e-Radシステム運用担当が登録しますので、必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

⑤ 個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、e-Radを経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

4 e-Radを利用した応募の流れおよび注意事項



5 提案書類の注意事項

ポータルサイト	http://www.e-rad.go.jp/
提出締切日	平成21年5月〇日(〇)〇〇時
注意事項 ・e-Radの利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-Radを利用の上、提出してください。e-Radの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 ・ 本プログラムの内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。 ・ 研究提案書類(アップロードファイル)は「Word」または「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」または「PDF」の推奨動作環境については、ポータルサイトを参照してください。 ・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、

	<p>「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF 形式に変換されません。</p> <ul style="list-style-type: none">• アップロードできるファイルの最大容量は3MBまでです。複数のファイルをアップロードすることはできません。• 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDF ファイルに変換します。• 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、マニュアルを参照してください。• 提案書はアップロード後、研究者が文部科学省へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。文部科学省へ提出した時点で修正することができません。また、所属研究機関の事務担当者が閲覧することができます。• 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。• 提案書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。
--	---